

様式 2

不利益処分に係る処分基準

処 分 の 名 称		さいたま市立漫画会館の入館の禁止等
根拠条例・規則等名		さいたま市立漫画会館条例
条 項		第5条
所 管 部 課		スポーツ文化局 文化部 文化振興課 漫画会館（電話：048-663-1541）
処 分 基 準	基 準 (未設定の場合はその理由)	市長は、漫画会館内の秩序を乱し、若しくは乱すおそれがある者の入館を禁止し、又はその者に対し退館を命ずることができる。
	設定等年月日	平成 13 年 5 月 1 日設定 平成 15 年 4 月 1 日最終改正
備 考		